No.２０

議案第９１号及び議案第９２号の参考資料

答　　申　　書

熊谷市特別職報酬等審議会

令和５年１１月２１日

熊谷市長　小　林　哲　也　様

熊谷市特別職報酬等審議会
会長　大久保　和　政

特別職の報酬等の適正額等について（答申）

令和５年１１月９日付け熊職発第６１９号で諮問のあった事項について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

答　　申

令和５年１１月９日に意見を求められた特別職の報酬等については、次のとおり措置されることが適当である。

記

１　市議会議員の議員報酬

議長	５４８，０００円	（５４２，０００円）
副議長	４７５，０００円	（４７０，０００円）
常任委員会委員長	４６３，０００円	（４５８，０００円）
議会運営委員会委員長	４６３，０００円	（４５８，０００円）
議員	４５５，０００円	（４５０，０００円）

２　市長、副市長及び教育長の給料

市長	９４５，０００円	（９２０，０００円）
副市長	７９６，０００円	（７７６，０００円）
教育長	７３３，０００円	（７１８，０００円）

３　市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当支給率

⑴　令和５年度

６月期	現行どおり	（２２０／１００）
１２月期	２３０／１００	（２２０／１００）

⑵　令和６年度以降

６月期	２２５／１００	（２２０／１００）
１２月期	２２５／１００	（２３０／１００）

４　適用時期

上記３⑴について、令和５年１２月１日から適用する。

１、２及び３⑵について、令和６年４月１日から適用する。

１　答申に当たって

令和５年１１月９日、市長から「市議会議員の議員報酬」、「市長、副市長及び教育長の給料」及び「市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当支給率」の３点について意見を求められた。

これら３点を審議する上での最近の経済情勢としては、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が着実に進みつつあることが各種統計にも表れており、「毎月勤労統計調査」によると、本年４月のパートタイム労働者を除く一般労働者の所定内給与が昨年４月に比べ１．４％増加するとともに、「法人企業統計調査」によると、企業収益は令和５年４－６月期の経常利益で、製造業においては前年同期比０．４％の増加､非製造業に至っては前年同期比１９．０％の増加と、おおむね全ての業種において顕著な回復傾向を示している。

また、雇用情勢としては、「一般職業紹介状況」によると、本年４月の有効求人倍率が昨年４月から０．０７ポイント上昇して１．２４倍（季節調整値）となっており、さらに、「労働力調査」によると、本年４月の正規従業員の雇用者数が昨年４月から１３万人増加し、３，６６４万人となるなど雇用環境も着実に改善している。

こうした指標の一方で、物流業界におけるいわゆる「２０２４年問題」に代表されるように少子高齢化に伴う我が国の労働力不足は極めて深刻な状況となっており、これまで労働市場に参加していなかった高齢者をはじめとする多様な人材の積極的な採用及び労働生産性の向上に向けての人材育成やリスキリングによる「人への投資」への取組は喫緊の課題となっている。

こうした民間事業所の賃金・雇用情勢の状況を反映して、人事院は、２年連続で月例給、特別給ともに引き上げることとし、月例給は平均３，８６９円（０．９６％）の引上げ、特別給は０．１０月分増の４．５０月とする勧告を行った。

このような状況を踏まえ、本審議会では諮問の趣旨を十分に認識した上で、各種の資料に基づき、率直な意見交換を行い、公正不偏の立場から慎重に審議を行った。

⑴　市議会議員の議員報酬について

市議会議員は、市民ニーズが複雑多様化し、行政の内容が高度化していることに伴い、高い見識と高度な専門知識が求められており、受けるべき報酬の額は、市民の代表として課せられた社会的責任及び高度かつ広範な職務内容に十分相応するものでなければならない。

また、市議会議員として、市政における二元代表制の下で市民の代表としてその負託と信頼に応え、課せられた社会的責任を果たしていくためには、受けるべき報酬の額は、市民の理解と納得が十分得られる水準であることが求められる。

これらを勘案した上で審議したところ、本年度の人事院勧告において、過去５年の平均と比較して約１０倍という大幅な月例給の引上げを勧告していること、また、議員報酬に係る引上げの措置を講じないことにより一般職職員の給料月額との適正な較差の均衡を失するおそれがあること等に鑑み、議長にあっては５４８，０００円、副議長にあっては４７５，０００円、常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長にあっては４６３，０００円、議員にあっては４５５，０００円に、それぞれ引き上げることが適当であると全員一致で決定した。

⑵　市長、副市長及び教育長の給料について

市長は、市政執行の最高責任者として市民ニーズの変化に対応し、効率的で質の高い行政サービスを提供するとともに、本市の将来を見据え、各種施策を積極的に推進している。副市長は市長のトップマネジメントを補佐する実務責任者として重大な責務を果たしており、また、教育長は教育委員会を代表する教育行政の責任者として複雑かつ多様な課題に対応している。

このことから、市長、副市長及び教育長の給料の額は、その重責を適切に果たしていく上でふさわしい適正な水準の額が確保されるべきであるということが委員の総意であること、また、過去の当審議会での審議内容も踏まえた上で、その適正額を審議した。

審議の中では、市長、副市長及び教育長の給料の額については、平成１５年以後、断続的に引下げを行ってきた結果、人口規模を基礎とした県内他市との比較において著しく低い水準となっており、一定水準までの引上げを行っていくべきとの意見や、本審議会の過去の答申内容を踏まえると給料額の引上げを行っていくこと自体は妥当であるが、当該引上げに関しては、市の財政状況を踏まえた上で判断していくべきとの意見が示された一方で、民間事業所における賃金・雇用情勢等について着実な改善が見受けられるものの、記録的な円安に起因する物価高騰等の影響により、一部の業種において賃金上昇の恩恵が行き渡っていない中において、人口規模に相応した水準まで一気に引き上げることは困難であるとの意見が示された。

これらの意見を踏まえ、本審議会としては、市長、副市長及び教育長の給料の額については平成８年以後２７年間にわたり引上げが行われなかった結果、県内他市との比較において著しく低い水準となっていること、本年度の人事院勧告を踏まえ、今後、一般職職員の月例給の引上げが予定され、また、民間事業所における賃金・雇用情勢の回復基調がより鮮明になることが予想される中において、市長、副市長及び教育長の給料に係る引上げの措置を講じないことにより、その職責に応じた適切な水準の給料額との乖離が実質的に拡大するおそれがあること等に鑑み、市長にあっては９４５，０００円、副市長にあっては７９６，０００円、教育長にあっては７３３，０００円に、それぞれ引き上げることが適当であると全員一致で決定した。

なお、上記額については、特別職としての職務と責任の重要性、本市の財政事情、物価高騰等の影響による厳しい社会経済状況が続いている中における市民感情等をしん酌した結果ではあるが、人口規模を基礎とした県内他市との比較においては、依然としてやや低い水準にあることから、今後の経済情勢、賃金情勢その他諸般の状況を見極めながら、来年度以後も引き続き具体的な検討を進めていく必要があることを意見として申し添える。

⑶ 市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当支給率について

期末手当の支給率については、従来から、一般職職員との均衡を考慮しながら改定してきた経緯があることから、一般職職員と同様に、年間支給率を０．１月分引き上げ、４．５０月とすることが適当であると全員一致で決定した。